

毎月第2・4土曜しんぐうマルシェを開催します

◆しんぐうマルシェ出店店舗の紹介コーナー VOL.16

今回ご紹介するのは新宮町立花口の農家さん『堀田商店』です。

ご自身で栽培された野菜のほか、ご友人やご親戚の農家さんからも仕入れられ、新宮町産の美味しい野菜を地元のみならず近隣のお得意様へも広めていただいております。ご来場の際はぜひお立ち寄りください。

日時 12月9日(土)、23日(土)

午前9時30分～午後1時30分

場所 そぴあしんぐう(芝生広場)

必要なもの 持ち帰り用の袋

マルシェ出店者を募集しています。ぜひお気軽に「新宮町おもてなし協会」へ問い合わせください。

※雨天時中止になる場合があります。詳しくは公式ホームページ『新宮navi』をご確認ください。



問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

賃貸マンション退去時の現状回復のトラブルに注意

事例

約2年住んだ築15年のマンションを退去した。管理会社から、壁クロス張り替え代、床工事費など約20万円を請求された。壁や床は汚していないし、壁のクロスは入居時につぎはぎだらけだった。支払いをしたくない。

【相談窓口】

○消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

アドバイス

- ①国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によると、賃貸住居を退去する際の原状回復について、年月の経過による変化や普通に使用してついた傷などの修繕費用は、借主が負担する必要はないとされています。納得できない費用を請求された場合は、そのガイドラインを参考に、貸主側に説明を求め、話し合いましょう。
- ②入居時や退去時は、貸主と一緒に部屋の状態を確認し、確認内容をメモしたり、傷や汚れの写真を撮ったりして記録を残しましょう。
- ③賃貸借契約を結ぶ際は、契約内容や特約などをよく確認しましょう。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)